

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の 施設基準に適合している旨、 関東信越厚生局に届出を行っています。

※ コンタクトレンズ診療に係る点数は下記のとおりです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初診料	298点
再診料	78点
コンタクトレンズ検査料1	200点

※ コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 (令和7年4月1日現在)

塩崎 直哉	眼科診療経験	11年
有松 真央	眼科診療経験	9年
石川 浩子	眼科診療経験	6年
長谷部 里佳	眼科診療経験	5年

※ 上記につきご不明な点はお相談ください。